

時左手信料と抄小... 修正の出来ぬ不良証書で... しの誹刺取する迄の生
 活を保障するは多分ない、オヤジは本社から来る信料、松張料、代取料の取
 けが一日二百余り不支... モウケ一十取す、行くに日タラで紙けい毎晩のうら
 にカフエーへ... 小ら... ぬ、小費法も生活とて居... 俸達は三階で...
 に夜... 毎リ締のうらに... 汗... 湯へすら行くよと不支来ふいふ、
 俸達は多く人間下におい待てに我慢しやれず、
 小まに... 信料三十五円よち也、強制松張絶対反対、失業者、即時俸私や
 ち、午後制度反対、折込料、事件料金救よち也、等の要求の下に俸達は手
 とぎつしり、捲り斗小まに... 左の左、東日全院者諸君、... 年、半年、俸達
 のために新聞を取つて呉れる、物... 勝たうと云ふ
 松血藤、秋田も馬込より、速い生也、

東日馬込年試因

労社第ニ五七六號

昭和七年八月十五日

警視總監 藤沼在平

内務大臣 山本達雄殿
 社會局長 官殿

常務理事
 労働課長
 事務主任

東京日新聞本村出張所労働争議之陳スル件 (發生り員自減)

發生 七、二五 解決 自決
 使用労働者 一〇
 争議参加者 五
 関係労働組合

8.28
 4190

要旨の七月廿七日有解雇の予想を従業員大野誠夫へ前解雇者大場孝下語り待て改
 善ノ要求書ヲ提出ス

四、七月廿六日争議参加者等々夫々給料残額ノ返領請求ヲタル之、七月廿七日要求
 書ノ回答ヲ求ム

三、七月廿七日不従行動ニ出ラントセル争議團體主要者大場孝ヲ檢束ス
 四、七月廿七日争議参加者等々夫々給料残額ノ返領請求ヲタル之、七月廿七日要求
 書ノ回答ヲ求ム

標記出張所之労働争議發生セル力甚、状況左記ノ通